（免許記録の目的等にかかわらず運用することができる通信）

第三十七条　次に掲げる通信は、法第五十二条第六号の通信とする。この場合において、第一号の通信を除くほか、船舶局についてはその船舶の航行中、航空機局についてはその航空機の航行中又は航行の準備中に限る。ただし、運用規則第四十条第一号及び第三号並びに第百四十二条第一号の規定の適用を妨げない。

［一～三十三　略］

三十四　法第百三条の七の規定による許可に基づき第一号包括免許人が運用する同条第一項第二号の無線局と当該第一号包括免許人の包括免許に係る特定無線局の通信の相手方である無線局との間で行う通信

第二節の六　落札金の使途

（法第百三条の五第一項第二号の援助）

第五十一条の十四の二　法第百三条の五第一項第二号の総務省令で定める必要な援助は、次に掲げるものとする。

一　法第百三条の五第一項第二号に規定する変更に係る周知

二　法第百三条の五第一項第二号に規定する変更に係る相談窓口の設置その他の援助

（法第百三条の五第一項第三号の援助）

第五十一条の十四の三　法第百三条の五第一項第三号の総務省令で定める必要な援助は、次に掲げるものとする。

一　法第百三条の五第一項第三号に規定する導入に係る周知

二　法第百三条の五第一項第三号に規定する導入に必要な周波数の共同利用を促進する技術を用いた設備の整備

三　法第百三条の五第一項第三号に規定する導入に係る相談窓口の設置その他の援助

第二節の七　混信等の許容の申出

第五十一条の十四の四　［略］

（権限の委任）

第五十一条の十五　法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に委任する。ただし、第二号の二の三、第三号及び第五号の二に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。

［一～六　略］

七　法第百三条の七第一項及び第二項の規定に基づく総務大臣の権限

［八　略］

2　前項の所轄総合通信局長は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長とする。

［一～十二　略］	［略］
十三　広域使用電波に係る電波利用料の徴収に関する事項	その広域使用電波を使用する区域（当該区域が法別表第七の十二の項、十三の項又は十四の項に掲げる区域である場合は、当該広域使用電波を使用する広域開設無線局の免許人又は法第百三条の二第三項の規定により当該広域使用電波を最初に使用する特定基地局の免許を受けた免許人とみなされる認定特定基地局開設者の住所）
［十四　略］	［略］

［3～6　略］

（免許記録の目的等にかかわらず運用することができる通信）

第三十七条　［同上］

［一～三十三　同上］

三十四　法第百三条の六の規定による許可に基づき第一号包括免許人が運用する同条第一項第二号の無線局と当該第一号包括免許人の包括免許に係る特定無線局の通信の相手方である無線局との間で行う通信

［新設］

第二節の六　［同上］

第五十一条の十四の二　［同上］

（権限の委任）

第五十一条の十五　［同上］

［一～六　同上］

七　法第百三条の六第一項及び第二項の規定に基づく総務大臣の権限

［八　同上］

2　［同上］

［一～十二　同上］	［同上］
十三　広域使用電波に係る電波利用料の徴収に関する事項	その広域使用電波を使用する区域（当該区域が法別表第七の十二の項、十三の項又は十四の項に掲げる区域である場合は、当該広域使用電波を使用する広域開設無線局の免許人又は法第百三条の二第三項の規定により当該広域使用電波を最初に使用する特定基地局の免許を受けた免許人とみなされる認定開設者の住所）
［十四　同上］	［同上］

［3～6　同上］